

## 特別代理人選任の申立てについて（抵当権設定等）

### 1 概要

例えば、被後見人所有の不動産に後見人の債務（連帯債務を含む）のために、抵当権や根抵当権を設定する場合のように、ある法律行為を行うに際し、後見人と被後見人の間に法律上の利益の衝突が生じるときは、その行為（利益相反行為）に限定して被後見人を代理する人（特別代理人）を選ぶ必要があります。

特別代理人候補者には、当該契約等に全く関わりのない方で、最も適任と思われる方を推薦して申し立ててください。

### 2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
- (2) 収入印紙 800円分
- (3) 郵便切手 1、000円分（内訳：84円×10枚、50円×2枚、10円×6枚）
- (4) 添付資料
  - ア 特別代理人候補者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）※1
  - イ 特別代理人候補者の陳述書 ※1
  - ウ 利益相反行為の内容が分かる書類
    - ① 金銭消費貸借契約書（案）写し
    - ② 保証委託契約書（案）写し
    - ③ （根）抵当権設定契約書（案）写し
    - ④ 不動産全部事項証明書（登記簿謄本）※2
    - ⑤ 固定資産税評価証明書
  - エ 後見人や本人の身分事項や住所に変更がある場合  
後見人や本人の戸籍謄本、住民票（マイナンバーの記載のないもの）  
※1 候補者について、裁判所が選任する第三者を希望する場合は不要です。  
※2 裁判所に提出済みであり内容に変更がない場合は不要です。

### 3 申立ての手続

上記2の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

### 4 申立て後の手続

- (1) 裁判所から特別代理人候補者等に対し「照会書」を送付します。
- (2) 提出された申立書類及び上記照会に対する回答に基づいて、裁判官が審理します。場合によっては、裁判所に来庁してもらい、事情をより詳しく伺うこともあります。
- (3) 審理の結果は、審判書謄本を郵送する方法によりお知らせします。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872